

# 東京都商店街防災力向上緊急支援事業補助金 募集要領

東京都は、首都直下地震等の大規模な自然災害が発生した際に備えて、都内の商店街が、来街者や地域住民の安全確保等、地域の防災力向上に取り組む経費を助成します。

この度、以下のとおり募集を開始しますので、お知らせします。

## 1 事業概要

### (1) 補助対象団体

- ① 商店街 ※複数の商店街が共同して補助事業を行う場合も含む。
- ② 区市町村を単位とする商店街の連合会
- ③ 商工会、商工会議所及び商工会連合会（以下、「商工会等」という）

（②、③は、会員団体のうち希望する団体を取りまとめて申請する場合）

※商工会、商工会議所、商店街の連合会及び商工会連合会がとりまとめを行った商店街は、単独、他団体の取りまとめによる申請はできません。

※他の商店街等と重複しない街区を所管する商工会、商工会議所が、区市町村に商店街として認められている場合は、単独の商店街として申請してください。

### (2) 補助対象経費

- ① 防災資機材・防災備蓄品等の購入経費

（水や食料品などについては、保存年限が5年以上のものを補助対象とします。申請の際には、保存年限がわかるパンフレット等を提出してください。）

- ② 防災訓練の案内や防災マップ等の作成・印刷に要する経費

- ③ 打合せに係る経費（会場費、飲料費等）

※防災資機材・防災備蓄品等の購入は、必須となります。

※購入物品の単価上限額はありません。なお、補助限度額を超える部分は、商店街等の負担となります。

※物品の購入費に限ります。工事経費等は補助対象外です。

※飲料費等についてアルコール類、食事代、茶菓子代は補助対象外です。

※備蓄場所がない場合は、商店街会員店舗等へ防災資機材や防災備蓄品等を配置することも可能です。

### (3) 補助限度額

- ① 商店街による単独申請 限度額：30万円（補助率：10/10）
- ② 区市町村を単位とする商店街の連合会及び商工会等（複数の商店街が共同して補助事業を行う場合も含む） 限度額：30万円×とりまとめて申請する商店街等数（補助率：10/10）

### (4) 補助要件

- ① 及び②を満たすこと

- ① 防災訓練を1回以上実施すること（申請書に実施（予定）日を記載）

※令和7年4月1日～令和8年2月27日までに実施

② 災害が起きた際のルール、マニュアルを具備すること（交付申請書に添付）

## （５）申請回数

申請は１商店街等につき１回限りです。

（１）②、③の場合においても申請できるのは１回限りです。

## （６）その他

- ・ 申請にあたって、対象経費の根拠がわかるカタログ等を提出願います。
- ・ 予算の範囲内での補助金の交付となります。あらかじめご了承ください。

## （７）留意事項

- ① 経費の支払にあたり、ポイントカードは使用しないでください。
- ② 経費の支払にあたり、商品券等の金券やポイントは使用しないでください。使用が判明した場合、当該金額分を補助対象経費から除外します。
- ③ 経費の支払いにあたり、クレジットカードを使用する場合は商店街等の法人名義のもの、もしくは商店街等の代表者の個人名義のものとしてください。
- ④ 物品購入に伴うポイントの付与が判明した場合、当該ポイント分（一律１ポイント１円換算）を補助対象経費から除外します。
- ⑤ 申請団体の役員や内部団体への支払経費は対象外となります。

## ２ スケジュール

### 【申請受付期間】

令和７年６月９日（月）～１０月３１日（金）

### 【交付決定予定】

令和７年７月上旬以降

### 【事業実施期間】

交付決定日～令和８年２月２７日（金）

### ○申請から補助金交付までの流れ

（商店街等→区市町村→都）申請書原本の提出  
（都→商店街等）交付・不交付決定通知書発送  
（商店街等）事業実施  
（商店街等→都）実績報告書原本の提出  
（都→商店街等）額確定通知送付  
（商店街等→都）請求書送付  
（都→商店街等）補助金支払い

### 3 申請方法

申請受付期間中に各区市町村の商店街振興課へご提出ください。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

東京都産業労働局商工部地域産業振興課商店街振興担当

電話 03-5320-4787（直通）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

都庁第一本庁舎20階北側

#### (1) 申請様式について

申請様式は東京都産業労働局のホームページからダウンロードできます。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/shoko/chiiki/jyosei/>

※J グランツをご利用することも可能です。詳しくは上記 HP をご覧ください。



#### (2) 申請時に必要な書類について

##### ○単独申請

- ① 補助金交付申請書（第1-1号様式）
- ② 収支予算書（第2号様式）
- ③ 補助対象経費に係る見積りやカタログ等の根拠資料
- ④ 商店街等の定款、規約、会則
- ⑤ 商店街等の役員名簿
- ⑥ 商店街等が作成した災害が起きた際のルール、マニュアル
- ⑦ 印鑑証明（原本）
- ⑧ 通帳見開きページ（支店名、口座番号、口座名義人の記載がある箇所）のコピー
- ⑨ 納税証明書（原本）（法人のみ）

##### ○商店街の連合会、商工会等による申請（複数の商店街による申請の場合も含む）

- ① 補助金交付申請書（第1-2号様式）
- ② 収支予算書（第2号様式）
- ③ 商店街の連合会、商工会等の定款、規約、会則
- ④ 商店街の連合会、商工会等の役員名簿
- ⑤ 印鑑証明（原本）
- ⑥ 通帳見開きページ（支店名、口座番号、口座名義人の記載がある箇所）のコピー
- ⑦ とりまとめる全ての商店街等の定款、規約、会則
- ⑧ とりまとめる全ての商店街等の役員名簿
- ⑨ 補助対象経費に係る見積りやカタログ等の根拠資料
- ⑩ 商店街の連合会及び商工会等を構成する商店街等の名簿
- ⑪ とりまとめる全ての商店街等が作成した災害が起きた際のルール、マニュアル
- ⑫ とりまとめる全ての商店街等の納税証明書（原本）（法人のみ）

※災害が起きた際のルール、マニュアルに記載いただきたい項目は次のとおりです。

別記様式を参考に記載してください。

(①災害時の体制・役割分担、②緊急連絡先(商店街関係者、区市町村の災害対策本部、関係機関)、③緊急避難場所(一時避難場所と避難場所)、④来街者への対応方法、⑤防災資機材、防災関連工具、停電・通信遮断時でも使用可能な通信機器、水・食料・医薬品などの備蓄品の準備・配置状況、それらの保管状況の点検方法、⑥防災訓練の実施方法)

※ルール、マニュアルの作成にあたっては、無料で専門家派遣の支援が受けられる「商店街ステップアップ応援事業」をご活用いただくことも可能です。

商店街ステップアップ応援事業事務局 連絡先 03-3547-3787

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/shoko/chiiki/jyosei/>

#### 4 事業を変更または中止する場合

交付決定後に事業を変更または中止する場合は、事前に東京都の承認が必要になります。まずは都の商店街振興担当あて電話にてご連絡ください。必要に応じて以下の書類の提出をしていただきます。

- ① 変更承認申請書(第6号様式)
- ② 変更理由書

#### 5 実績報告

事業完了後は、実績報告書(第10-1又は第10-2号様式)を提出していただきます。

##### (1) 提出期限

事業完了後30日以内に提出してください。

令和8年2月・3月は実績報告の提出が集中することが予測されるため、出来る限り速やかにご提出いただきますようお願いいたします。

##### (2) 実績報告に必要な書類

- ① 実績報告書(単独申請:第10-1号様式、商店街の連合会及び商工会等による申請(複数の商店街による申請の場合も含む):第10-2号様式)
- ② 決算書(第11号様式)
- ③ 支払金口座振替依頼書(口座情報払・手書き用)
- ④ 領収書(写し)
- ⑤ 防災訓練や購入した備品・消耗品等の写真(写し)
- ⑥ 防災訓練の案内や防災マップ等を作成した場合は、その完成品(写し)  
(商店街の連合会及び商工会等の場合は、とりまとめて申請した全商店街等それぞれの写し1部。複数の商店街が共同して取り組む場合も同様。)

#### 6 補助金額の確定

実績報告書を確認し、補助金額の確定後、補助金額の確定通知を送付します。

#### 7 補助金の支払い

額の確定後、請求書（第 13 号様式）をご提出いただきます。補助金額確定金額を口座振替によりご指定の口座に支払います。支払いは商店街等の口座となります。（原則、個人名義の口座は使えません。）

※商店街の連合会及び商工会等で申請した場合は、代表して申請した商店街の連合会及び商工会等の口座に振込を行います。複数の商店街が共同して申請した場合も、代表して申請した商店街の口座に振込を行います。